

会 議 録

会議の名称	令和5年第1回定例会 和泉市例規等審査委員会
開催日時	令和5年1月30日（月）午後1時から午後3時まで
開催場所	和泉市役所3階庁議室
出席者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例規等審査委員会委員 (委員長) 吉田副市長 (委員) 森吉副市長、小泉参与、山崎市長公室長、前田総務部長、 立花環境産業部長、岩井子育て健康部長、並木教育・こども部長、 東政策企画室長、奥人事課長、古川財政次長 ・ 事務局職員 (総務管財室) 大西室長、門林課長、松井総括主幹、澤田総括主査、堀田主事 ・ 担当課職員 (人権・男女参画室) 川上室長、関本所長、高島総括主幹 (都市政策室) 堀室長、左海課長、佐原総括主幹、藤原総括主査 (建築・開発指導室) 東課長、石田総括主幹、本田総括主幹 (学校教育室) 上田監、阪下室長、鈴木課長 (人事課) 尾郷次長、奥課長、富岡課長補佐
会議の議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 和泉市立人権文化センター条例の一部改正 (2) 和泉市景観条例の制定〈パブコメ前〉 (3) 和泉市観音寺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定〈検察協議前〉 (4) 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の制定 (5) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正 (6) 和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正 2 報告案件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 和泉市手数料条例の一部改正（低炭素建築物等関係） (2) 和泉市建築基準法施行条例の一部改正 (3) 和泉市国民健康保険条例の一部改正 (4) 和泉市手数料条例の一部改正（宅地造成等規制法関係） (5) 和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例の制定〈パブコメ後〉 (6) 大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理 (7) 和泉市こども・子育て会議条例の一部改正 (8) 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正 (9) 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

	(10) 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正 (11) 和泉市美術館条例の一部改正
会議の要旨	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年第1回定例会に提案する条例案、パブコメ前条例案及び検察協議前条例案について審査を行った。 令和5年第1回定例会に提案する条例案で、軽易なものについて報告を行った。
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した委員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他（ ）
その他の必要事項	会議非公開
審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）	
1 審査案件 （1）和泉市立人権文化センター条例の一部改正 <small>人権・男女参画室</small> <p>主な改正の理由について、人権文化センターは和泉市富秋中学校校区等まちづくり構想に基づく移転及び機能集約として、令和12年度に予定している新施設の竣工後に除却し、跡地を売却する計画だが、機能の1つである市民文化ホールは、利用を休止していることを踏まえ、市有財産の有効活用の観点から、先行して施設の廃止・除却を行うもの。先行する理由としては、市民文化ホール跡地の一部を北信太駅前整備事業の推進を図るための代替地として活用する予定としているため。</p> <p>市民文化ホールの開設及び利用休止経過は資料のとおりで、平成28年10月にアスベストが検出され、平成29年2月の利用を最後に利用休止して、現在に至っている。</p> <p>改正の主な内容は、第2条及び別表において、市民文化ホールに係る規定を削除するもので、施行期日は、令和5年4月1日。</p> <p>スケジュールについては、記載のとおり。昨年の12月議会の総務企画委員会協議会報告においてもこの内容で報告しており、なぜ先行するのか、費用が高くなるのではないかと、他の方法がないか検討したのか等質問があった。費用が高くなる可能性はあるが、利用休止の状況を踏まえて、北信太駅前整備事業推進のために、先行して除却する。また一括除却となると、令和13年以降ということとなり、北信太駅前整備事業と時期が合わなくなるということで回答している。</p> <p><small>小泉委員</small> 市民文化ホールの補助金について、返還はないということでもいいか。 <small>人権・男女参画室</small> 市民文化ホールの建設時の建物の補助金として、府費の分で6億4,431万2,000円あったが、昨年の11月16日付けで、包括承認事項に基づく財産</p>	

	<p>処分報告書を提出し、12月20日付けで、報告書受理の通知があったので、これをもって建物に係る補助金の返還は不要となった。土地については、補助金の返還は避けられない状況にあるが、今後も大阪府と協議を重ねる。</p>
小泉委員 人権・男女参画室	<p>土地の分の金額はいくらになるか。</p> <p>1,672万9,000円である。</p>
小泉委員 人権・男女参画室	<p>大阪府とまだ協議をしているのか。</p> <p>新たに同じような施設を建てるのであれば、返還の必要はないということだが、そういった活用の予定はないことから、返還の可能性が高い。別の場所に、同じような施設を建てるという整理で、返還が不要にならないかということも含めて協議をしている。</p>
前田委員	<p>現在の調整事項として、土地については、返還が避けられない見込みが高い。別の場所に同じような施設を建てるという理屈はなかなか通用しないと聞いている。また、人権文化センター全体で1,672万9,000円である。そのうちの一部を先行して売却するときはどういう返還になるのか。売却した残りの部分をどこかに貸して、借地収入が入る場合、それも返還対象になるので、それを返還したときは、その分が1,672万9,000円から減額される。</p>
東委員 人権・男女参画室	<p>協議会報告資料の趣旨で、「人権文化センター、幸分館、王子町分館、青少年センターを集約化し」と表現しているが、条例改正議案の提案理由では、「人権文化センター及び青少年センター」となっている。これで問題ないか。</p> <p>幸分館も王子町分館も人権文化センターの分館なので、それらを含めて人権文化センターとまとめた表現にしている。</p>
前田委員	<p>正式名称では、人権文化センターに「本館」が付くが、協議会報告時はそれを省略して「人権文化センター、幸分館、王子町分館」という記載にした。条例改正議案については、簡潔にするために「人権文化センター」という総称にした。「人権文化センター」は本館、ホール、2分館を含むので、適当な表現である。</p>
奥委員 人権・男女参画室	<p>設計に1年、工事に2年となっているが、除却するだけでそれだけ時間がかかるのか。</p> <p>令和5年度に設計、令和6年度に工事になる。入札からのスケジュールを考えると、令和6年度中に終わるのは難しい。また、アスベストの付着がかなりあり、建物を壊すだけでなく、アスベストの除去作業も含まれるので、工期が長くなる。</p>
古川委員	<p>総務管財室の確認事項の5つ目「市民文化ホール跡地は、富まち構想のエリアに含まれるか。」の意図と、その回答の「本用地については北信太事業の進捗を優先し、代替地とすることを庁内調整で判断したものです。」の意味が分かりにくい。</p>
総務管財室	<p>この確認事項の意図は、人権文化センターのホールは富まち構想のエリア</p>

人権・男女参画室	に入っているのか、いないのか。エリア内であれば、計画に沿ったまちづくりが必要だろうが、パチンコ店がふさわしいのかどうかを確認するもの。
古川委員	富まち構想のエリア内ではあるが、北信太駅前整備事業の進捗を優先とするので、代替地として進めるもの。
人権・男女参画室	富まち構想のエリア内ではあるが、富まち構想における跡地活用ではなく、北信太駅前整備事業のためのもの。
吉田委員長	回答に「本来は構想に沿って跡地活用を考えるものですが」とあるので、この表現では本来のあり方ではないということになる。表現の工夫が必要である。富まち構想のエリアには、本道と側道があり、これは側道の部分。計画がエリア内全ての土地にあるわけではない。特に跡地については。「本来は」とすると、エリア内にはすべて跡地活用計画まであり、それに従う必要があるということになる。そうではない。
前田委員	富まち構想のエリア内というのは、富まち担当にも確認している。エリア内の計画には当たらないという例外的なところ。表現はまた検討する。
吉田委員長	表現について関係課と調整し、報告のこと。

(2) 和泉市景観条例の制定〈パブコメ前〉

都市政策室	本条例は、和泉市景観計画と合わせて、令和5年和泉市議会第1回定例会で、協議会報告の上、パブリックコメントを実施する予定としている。本市における良好な景観形成等を目的とし、和泉市景観計画の策定に取り組んでいる。景観形成に係る基本的な事項や景観法の施行に関し必要な事項を定めるために、本条例を制定するもの。 現在は、大阪府景観計画に基づき、市内の一部が対象となっているが、近年和泉市の景観をとりまく課題を解決するために、和泉市景観計画を独自に策定し、運用を行っていく。
前田委員	景観計画や景観行政団体について、法的な関係性はどうなっているか。大阪府知事からの権限移譲とは違うのか。
都市政策室	権限移譲ではない。景観法において、「景観行政団体は、景観計画を定めることができる。」と規定されている。景観行政団体とは、都道府県、政令市、中核市である。都道府県と協議して、市町村が景観行政団体になることができる。和泉市においては、法に基づく協議を大阪府と行い、告示の上、景観行政団体となる予定。その後、景観計画を策定するもの。
前田委員	和泉市総合医療センターが景観計画に適合しなくなる可能性があるというが、今後どうすればいいのか。
都市政策室	景観計画を策定することで、一定規模以上の建築物、工作物等について、届出の上、景観形成基準に応じるように作ってもらう。形態・意匠・色彩が規制の対象となる。和泉市には低層住宅が多く景観は空や緑であることか

ら、明るめの色をベースとするよう規制する。総合医療センターは、深い青色であり、色彩の規制に抵触することとなる。今後、建替え、大規模改修、色を変更する場合は、届出が必要である。今の色のまま塗り替える場合は、問題ない。

奥 委 員
都市政策室

既存不適格の建築物は公表等を行うのか。

既存不適格については公表は行わない。

奥 委 員

年間20件程度の届出見込みということだが、1件当たりの事務量はどれくらいの想定か。

都市政策室

事前協議のタイミングとボリュームによるが、事前協議で景観計画に適合するように業者と数回折衝を行う程度である。勧告等を行う場合は、景観審議会に意見を聴く必要があるが、そこまで負担がかかるものではないと考えている。

東 委 員
都市政策室

業者等の利害関係者に周知は行うのか。

建築士会、宅建協会、屋外広告物美術協同組合に協力要請をし、会員に周知を行ってもらおう予定としている。また、商工会議所が発行する会員あての月会報にチラシを同封し、周知啓発を図っていく。既存不適格の建築物について、色の塗り替え等で市に問合せがあった際に、景観計画に適合するよう依頼する。

東 委 員

なぜ、景観条例第10条第4項で、国の機関又は地方公共団体は事前協議が必要ないとしているのか。

都市政策室

景観法第16条第5項で、国の機関又は地方公共団体は届出が必要ないという規定になっているため、それにならったもの。総合医療センターについては、景観条例第10条第4項の規定により、通知が必要となる。通知を受け、景観計画に適合するように協議を行う。

小 泉 委 員

屋外における堆積について、既存不適格のものがあるだろうが、堆積行為を行った事業者への周知は行うか。

都市政策室

団体に所属していないということで、周知が難しい。パトロールの強化や市民からの通報等により対応する。

吉田委員長

景観法と景観条例と景観計画との関係性について、資料の条例の位置づけにおいて、景観計画から景観条例に矢印が出た図となっているが誤解が生じないか。

都市政策室

景観法に基づき景観条例を定め、景観行政団体となり、景観計画を策定するという流れになる。景観計画をどういった内容にするかを想定した上で景観条例を定めることから、景観計画から景観条例に向けた矢印としている。景観法において、景観条例に定める事項、景観計画に記載する事項が決まっており、景観条例は、景観計画を運用するために必要なものと認識している。

吉田委員長

図について、誤解が生じないか再度検討すること。

(3) 和泉市観音寺地区地区計画区域内における建築物の制限に関する条例の制定〈検察協議前〉

建築・開発指導室 他地区計画条例と同様に、建築基準法第107条の規定に基づき、罰則規定を設けているため、条例案の議会提案前に検察庁との協議が必要である。議会への提案は令和5年第2回定例会を予定している。

東委員
都市政策室 地区計画で、用途制限として住宅を規制しているが、これはなぜか。
この区域の土地利用については、令和2年の都市計画決定の際に、保留フレームとしており、今回都市計画決定し、市街化区域に編入するとともに地区計画を定めるもの。土地利用に当たり、和泉中央線沿道ということで、主に商業サービス・沿道サービスを中心に土地利用をしたいという市と事業者の意向である。

東委員
都市政策室 今後、和泉中央線沿道では、すべて住宅を排除するという目的はあるか。
そういったものではない。

東委員 用途・地区計画告示の3月から、条例が制定されるまでの間はどうか。

建築・開発指導室 その間は、建築確認が出てくれば、それに先立つ地区計画の届出が必要になるため、その中で指導をする。また、500㎡を超える大規模区画の変更があれば開発許可の中で、許可基準として審査する。

東委員 用途・地区計画告示と条例施行は同時ではないのか。

建築・開発指導室 地区計画の決定したものの地区整備計画の内容を条例化するもので、地区計画の決定が先行するもの。

奥委員 今回の区域の奥の方であれば、住宅があってもいいくらいの広さに思うが、都市計画審議会ですういった議論はあったか。

都市政策室 今回の区域一帯で商業系の利用をするという説明をしており、そのような議論はなかった。

小泉委員 既存建築物について制限緩和を行うということだが、除却されない建築物があるのか。

都市政策室 ガソリンスタンドが除却されずに残る。

(4) 和泉市任期付市費負担教育職員の給与等の特例に関する条例の制定

前田委員 現在、市費で雇用している講師はどのような雇用方法か。

学校教育室 学校においては府費負担の常勤講師、非常勤講師を任用している。どちらも府費負担である。現在は市費で雇用している講師はいない。

前田委員 大阪府の給料表に合わせるということだが、大阪府条例の給料表が改正されれば、市条例の給料表も改正するのか。

学校教育室 そのように対応する。

前田委員 職員定数との関係はどのようになるか。

吉田委員長 市費負担教育職員の定員はどこが定めるのか。

奥 委 員	職員定数条例で、教育委員会職員の定数が規定されている。その定数を超えなければ問題ない。
総務管財室 学校教育室	何名程度の市費負担教育職員の雇用を予定しているのか。 段階的に中学校1年生から少人数学級編制を実施していく。令和6年度は1年生のみ9名を雇用し、最終的には全体で27名程度を予定している。
立花委員 学校教育室	財源は一般財源か。 一般財源である。
吉田委員長	定数の管理計画を決定するのは教育委員会か。
奥 委 員	人事課である。市長部局も教育委員会も行政委員会等も含めた総数の定数を定める必要がある。
並木委員	協議の上、市全体としてまとめてもらう必要がある。
奥 委 員 学校教育室	どういった人を雇用する予定か。 令和4年度の本市中学校の府費常勤講師は、20代が最も多く、全体の約40%を占める。このことから、20代を多く雇用することを考えている。早めに周知や募集を行い、大学を回るなど、人材確保に努める。
前田委員 学校教育室	任期付職員で対応するのはなぜか。 専門性のある任期付職員が適しているという判断である。
前田委員 学校教育室	今後、中学校の学級編制が変わっていく中での過渡的なものという位置づけであるか。 そうである。

(5) 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

人 事 課 大きく2つの趣旨で、1つ目は、これまで旅費を支給していなかった審議会委員や行政委員会委員が公務で出張する際に、市外の委員のみ旅費を支給できるようにするもの。2つ目は、和泉市の行政委員会委員の報酬が大阪府内他市と比較すると非常に低い水準であることが明らかになったため、人材確保の観点から報酬の増額を行うもの。
(質疑なし)

(6) 和泉市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正

人 事 課 専門的な知識経験を有するものとして、保育士やケースワーカーを一般任期付職員という形態で雇用している。一般任期付職員は、職員と給与体系が同じである。弁護士資格を有する者も、一般任期付職員として雇用している。今後も市において、弁護士資格を有する者を確保する必要があることから、職員と異なる給与体系で、高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有するものとして、特定任期付職員という形態で雇用する必要がある。このことから、特定任期付職員の採用と給与について、条例で規定するもの。
(質疑なし)

2 報告案件

(1) 和泉市手数料条例の一部改正（低炭素建築物等関係）

総務管財室 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る新たな手数料の額を規定するほか、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

(2) 和泉市建築基準法施行条例の一部改正

総務管財室 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律による建築基準法の一部改正に伴い、エネルギー消費性能の向上等を図る建築物に対する形態制限の緩和許可等に係る手数料の額を規定する必要があるもの。

(3) 和泉市国民健康保険条例の一部改正

総務管財室 健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金の額を変更する必要があるもの。

(4) 和泉市手数料条例の一部改正（宅地造成等規制法関係）

総務管財室 宅地造成等規制法の一部を改正する法律による宅地造成等規制法の一部改正に伴い、引用する法律名を改正するほか、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

(5) 和泉市空家等及び空き長屋等の適切な管理に関する条例の制定（パブコメ後）

総務管財室 空家等対策の推進に関する特別措置法による規制が及ばない空き長屋等において、当該空き長屋等の適切な維持管理を推進するために必要な事項を定めるとともに、当該法による規制が及ぶものの適切な維持管理がなされていない空家等に関して、緊急安全措置に係る事項を定めることにより、市民の生命、身体及び財産の保護並びに良好な生活環境の保全を図る必要があるもの。

(6) 大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整理

総務管財室 大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴い、生活保護法による被保護者のうち、その保護を停止されている者が重度障がい者医療、ひとり親家庭医療及び子ども医療における助成対象となることから、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

(7) 和泉市子ども・子育て会議条例の一部改正

総務管財室　　こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法の一部改正に伴い発生する条ずれの整備を行う必要があるもの。

(8) 和泉市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

総務管財室　　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

(9) 和泉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

総務管財室　　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

(10) 和泉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

総務管財室　　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うとともに、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律による子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い発生する条項ずれの整備を行う必要があるもの。

(11) 和泉市美術館条例の一部改正

総務管財室　　博物館法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるもの。

以上